明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成九年四月十一日

○第百四十回国会 参議院会議録第十八号

平成九年四月十一日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第十八号
平成九年四月十一日
午前十時開議
第一　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第二　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第三まで
一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

○議長（斎藤十朗君）　これより会議を開きます。
日程第一　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

（審査報告書及び議案は本号末尾に掲載）

（木宮和彦君登壇、拍手）

○木宮和彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、エネルギーの安定供給の確保及び地球環境問題に対応するため、太陽光発電や風力発電等の新エネルギーについて、利用指針の策定や金融上の助成措置等を講ずることにより、一層の利用の促進を図ろうとするものであります。
委員会におきましては、新エネルギーの利用状況と問題点、長期エネルギー需給見通しと新エネルギーの役割、関係行政機関や民間企業等との協力体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（斎藤十朗君）　総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（斎藤十朗君）　日程第二　児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長上山和人君。

（審査報告書及び議案は本号末尾に掲載）

（上山和人君登壇、拍手）

○上山和人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、少子化の進行、夫婦共働きの一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択できる仕組みに改めるとともに、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能の見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、児童福祉施策のあり方、保育に対する公的責任の保障、少子化対策についての取り組み方等の諸問題について質疑が行われましたほか、教護院である東京都立萩山実務学校において実情調査を行い、また十人の参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終わり、本法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して竹村委員より児童福祉の理念規定を追加する修正案が、次いで、日本共産党を代表して西山委員より児童福祉の理念規定の改正、保育に関する措置制度の維持等を内容とする修正案が提出されました。
なお、西山委員提出の修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、小泉厚生大臣から政府としては反対である旨の発言がありました。
次いで、討論に入り、日本共産党を代表して西山委員より原案に反対である旨の意見が述べられました。
討論を終わり、採決の結果、二修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（斎藤十朗君）　過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長（斎藤十朗君）　日程第三　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長渕上貞雄君。

（審査報告書及び議案は本号末尾に掲載）

（渕上貞雄君登壇、拍手）

○渕上貞雄君　ただいま議題となりました特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する

法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社が、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役または使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行する場合における株主総会の決議その他の要件に関し、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、通信・放送新規事業の認定状況と中小事業者への配慮、ストックオプション制度の導入目的とその効果、情報通信ベンチャー企業育成方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表して陣内理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、多数をもって三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（斎藤十朗君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午前十時十一分休憩

午後二時一分開議

○議長（斎藤十朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤十朗君）　御異議ないと認めます。久間国務大臣。

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君）　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

防衛庁といたしましては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊に施設及び区域を円滑かつ安定的に提供することは、我が国の日米安全保障条約上の義務であり、同条約上の義務履行に万全を期すことが重要と考えております。

このため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等が民公有のものであるときは、政府としては、その所有者等との合意によりその土地等の使用権または所有権を取得することを基本としつつも、これらの者との合意ができない場合には、やむを得ず日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により、必要な土地等を使用し、または収用することによって、我が国の日米安全保障条約上の義務を履行することが必要と考えております。

しかしながら、所有者等との合意または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等を、同法の規定により従前の使用期間に引き続き使用しようとする場合において、その従前の使用期間の末日以前に収用委員会の裁決その他使用のために必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、日米安全保障条約の実施上重大な支障が生ずるとともに、その所有者等が受ける損失に対する適正な補償を確保するための法的制度を欠くこととなるため、当該土地等の継続使用及びこれによりその所有者等が受ける損失の補償に関する制度について整備する必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、防衛施設局長は、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するためその使用について同法第五条の規定による認定があったものについて、その使用期間の末日以前に収用委員会に対して権利取得裁決の申請及び明け渡し裁決の申し立てをした場合で、その使用期間の末日以前に使用のために必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の補償のための担保を提供して、その使用期間の末日の翌日から、当該土地等についての明け渡し裁決において定められる明け渡しの期限までの間、引き続きこれを暫定使用できるものとすることとしております。

第二に、暫定使用によって所有者等が受ける損失の補償については、土地収用法中土地の使用による損失の補償に関する規定に準じて補償しなければならないものとし、暫定使用の期間等に応じてこれらの者が取得することができる損失の補償のための担保をその期間の六月ごとにあらかじめ提供しなければならないこととするとともに、最終的には収用委員会が明け渡し裁決において裁決するものとすることとしております。

なお、この法律案は、収用委員会の審理手続並びに市町村長及び都道府県知事の権限等、現行制度の基本的な枠組みは変更しないものとし、我が国の日米安全保障条約上の義務履行のための必要最小限の措置を内容としております。

以上が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。永田良雄君。

〔永田良雄君登壇、拍手〕

○永田良雄君　私は、自由民主党及び新党さきがけを代表して、日米地位協定の実施に伴う駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、橋本内閣総理大臣及び関係大臣に質問いたします。

来月十五日は、沖縄が本土に復帰して四半世紀の記念すべき日であります。昭和四十七年五月十

五日、それまでの戦後二十七年間、本土と分かれていた沖縄は、悲願の祖国日本への復帰を果たしたのであります。

思えば、我が党の大先輩である故佐藤栄作総理は、さまざまな困難があることを十分承知した上で、沖縄の祖国復帰を決意され、その第一歩として昭和四十年に沖縄を訪問されました。このとき佐藤総理は、到着した那覇空港で「沖縄同胞の皆さん」と心からの呼びかけをされました。この中で、長い間の御労苦に対し深い尊敬と感謝の念をささげるとともに、特に、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって戦後が終わっていない」と言明されました。

この心情は、当時、沖縄のみならず、日本本土でも大きな共感を呼び起こしたのであります。そしてそれは、その後の沖縄返還交渉における日本側の原点であったばかりでなく、恐らく今日においても沖縄問題を考える上で、我々一人一人の心の中に共通して存在する思いであります。

そして今、故佐藤総理を政治の師とも仰いでおられる橋本総理が、その後の沖縄問題の解決に誠心誠意取り組んでおられるわけであります。まことに天の配剤これにすぐるはないと思うのでありますが、沖縄、そして沖縄県民に対する橋本総理の率直なお気持ちをまず伺っておきたいと存じます。

佐藤総理が、沖縄の祖国復帰という大目標に向かって、長期にわたる幾多の困難を乗り越えつつ、実に整々と計画を進められたように、橋本総理も今日、沖縄問題の解決に向けて多くの国民の理解のもと、特に沖縄県民の気持ちに配慮しながら一つ一つ慎重に事を進めておられることは、その一連の政策実施からうかがい知ることができるのであります。

沖縄県民が切望をしていたものの、極めて難しいと思われていた普天間基地の返還問題を果敢に取り上げられ、その返還の約束を米国側から取りつけられたのであります。また、大田沖縄県知事と節目節目でひざを交えて会談され、沖縄の痛みを国民全体で分かち合うことがいかに大切であるかを国民に強く訴えられました。さらに、沖縄政策協議会の設置、沖縄振興のための特別調整費五十億円の予算計上など、沖縄県経済の自立、雇用の確保、県民生活の向上に取り組む姿勢を強調されたわけであります。

このように、これまでの経過を簡単に振り返っただけでも、橋本総理が沖縄問題にいかに心を砕かれ、その解決に一生懸命に取り組んでおられるかがわかるのであります。こうした橋本総理の懸命の努力にもかかわらず、この五月十四日に使用期限が切れる一部の米軍用地について、沖縄県収用委員会の裁決がそれまでに間に合わなくなりました。今回、やむにやまれぬ思いで総理は特別措置法の改正手続を決意されたのだと理解をいたします。

ただ、本年五月十四日に期限が切れるということは十分わかっていたはずであります。十分な準備をすれば今日の事態に立ち至らなかったのではないかという国民の中に素直な疑問があります。

今日の事態になった経緯と、総理のただいまの心境をわかりやすく国民に向かって御説明を賜りたいと思うわけであります。

さて、特別措置法の一部改正案についてでありますが、このような政府の方針に対し、時限立法によって対処すべきではないか、あるいは都道府県の収用委員会が国の命運を決する事項について判断を行うことは適切ではない、したがって新規立法も含めて抜本的に見直しをすべきなどという主張が見受けられましたが、衆議院においては本日、改正案が無修正で圧倒的多数をもって通過をいたしました。

今回の改正の措置は、日米安保条約に基づく義務を履行する観点から、継続する必要がある土地等で裁決を申し立てているものについて、損失の適正な補償のもとに暫定使用を行うことを主な内容とするものであります。いわゆる無権原状態を生じないための必要最小限度の措置として決断されたわけであります。このような特別措置法の一部改正が法治上、安全保障上不可欠であることについて、具体的な御説明を防衛庁長官にお願いいたします。

沖縄米軍基地の中で、契約を拒否している人は全体の九・四％に当たる三千七十八人、その土地面積はわずか〇・二％の三十六ヘクタールであると承知いたします。しかも、契約を拒否している人のうち二千九百六十五人、九六・三％は、いわゆる一坪地主と言われる人であります。これらの一坪地主が所有する土地の実態を見ますと、例えば普天間飛行場に至ってはわずか六十七平方メートルを六百八十九人、一人当たりの平均は〇・〇九七平方メートルの所有であります。これはB4判の紙一枚、ハンカチ一枚分であります。

これらの一坪共有地主のうち、しかも半数近くが本土在住であり、米軍基地に反対し、契約拒否の拡大運動に参加するため、後になって土地所有者となった人々であります。彼らが沖縄県民の声を代表するかのごとき誤った論調に国の命運を左右されてはならないのであります。

今回の特別措置法の一部改正は、こうした土地を含めて、土地収用委員会の裁決により使用権原を得るまでの期間、その暫定使用を可能にしようとするものでありますが、これをもって憲法二十九条に言う財産権の侵害に当たるとの論をなす見方もあるわけであります。同じ憲法第二十九条には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と明定されているわけであり、米軍基地用地の使用は安全保障のため最も公共性の高いものと確信いたします。

この憲法の財産権の保障と今回の暫定使用との関係につきまして、防衛庁長官に御答弁を賜りたいわけであります。

今回の改正措置は、必要最小限度のものとはいえ、なお沖縄県民の方々に過重な御負担をおかけしなければならないことになっておりますことに対しては、率直に言ってまことに申しわけないと思うのは、国民すべてが持っている感情だと思います。

今日、私たちは、そうした状態の解消を政治が実現すべき最大の目標として掲げ努力しているところであります。県道一〇四号越え実弾射撃訓練の本土移転はその一例でありますが、これからも公平な負担の見地から沖縄米軍基地の分散、移転を積極的に推し進める必要があります。そのためには、国が最終的に責任を負うにしても、本土の国民の本当に積極的な理解と協力が不可欠であり、我々としては国民に強くそれを期待するものであります。

この点について、総理の率直な御所見を承りたいわけであります。

また、米国下院は、先月、日本、特に沖縄の人々がこの日米安保条約の実施の確保並びに地域の平和及び安定のために行っている貢献は、特別の承認及び謝意を受けるに値するとの決議を行いましたが、これは沖縄がこれまで多くの困難の上に果たしてきた積極的な役割に対する感謝のあらわれであります。

この米国下院の感謝決議について、総理はどのような所見をお持ちか、お伺いしておきたいと思います。

近年、駐留米軍あるいは海兵隊の兵士に対する国民の感情は必ずしもよくはございません。しかし、日米安全保障条約の役割である米国及び同盟国である日本の安全を守るため、危険を省みず過酷な訓練を行っているのが海兵隊の若者たちであります。彼らを本土に招き、ねぎらいと感謝を込めた交流活動をしておられる御婦人のボランティアの会があると聞いておるわけであります。日本国民がみんなこのような気持ちを持って米軍に接することが日米両国のために大変大事なことであると私は思うわけであります。

沖縄の負担を軽くするためには、米軍基地の整理・統合・縮小がどうしても必要であり、SAC

Oの最終報告の着実な実施を初め最大の努力が必要であります。同時に、今や我が国はもちろん、アジア太平洋地域の平和と安全のために、この地域における米国のプレゼンスは、いわば国際公共財として必要不可欠であります。

このような中で、在日米軍の兵力構成につきましては、朝鮮半島を初め不安定なこの地域の情勢からいって、直ちに変更することは無理でありましょう。が、将来的には我が国の判断に立ってこの問題を提起していくことも望まれるわけであります。

このところ米国側からは、現在の東アジア情勢のもとでは米軍の十万人体制には変化がないとの発言も聞こえてくるわけでありますが、しかし、東アジア情勢の緊張が緩和し、安定した場合も含め、将来における海兵隊中心の現在の兵力構成の見直しなどについて、総理及び外務大臣のお考えを伺いたいと存じます。

沖縄県に米軍の七五％が集中し、そのしわ寄せで住民の生活環境や経済、産業の振興に大きな影響が及んでいることを重く受けとめ、国を挙げて沖縄振興に取り組むべきであります。

沖縄県からは、来るべき二十一世紀に向けて、平和交流、技術協力、経済・文化交流を基本とする沖縄のグランドデザインである国際都市形成構想が示され、自由貿易地域の拡充強化による経済特区の形成など、規制緩和の先行的導入を軸とした戦略的なプロジェクトの展開が表明されているわけであります。

これに対して、国としてもその実現に向けて沖縄政策協議会を設置し、沖縄振興策について積極的に取り組み、若年層の雇用開発の促進、国際化に対応する多様な人材の育成、航空運賃低減など、各方面にわたり施策、事業のための措置等を講じつつあるのであります。

こうした沖縄県のさまざまな要望に対しどのように対処されていくのか。常識の範囲を超えた一国二制度的な思い切った対応も必要かと思われます。

また、財政再建を進める上で聖域なき経費の縮減が打ち出されておりますが、沖縄振興開発等の予算措置に特段の配慮を行うことも必要であると思いますが、この点について総理の御決意を承っておきたいわけであります。

最後に、橋本総理は、去る三月三十一日の記者会見で、総理御自身が提唱しておられる六つの改革に通ずる基本理念を三点に整理してお述べになりました。危機への対応、選択の自由、そして共に生きていくことであります。この中の共に生きる、いわゆる共生の理念こそは沖縄問題に取り組む上でも絶対に必要であり、かつ、決して忘れてはならない考えであると思います。

他方、沖縄の国際都市形成構想にも、平和、自立に加え、共生の基本理念が掲げられております。沖縄と本土がしっかり支え合い、国全体の発展に寄与し、地球社会との調和を図っていく、そうした共生の理念に立たれる橋本内閣の今後の沖縄に対する施策に大いなる期待を寄せ、橋本総理の今後における強力なイニシアチブの発揮を願って、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（橋本龍太郎君）　永田議員にお答えを申し上げます。

冒頭、沖縄及び沖縄県民に対する率直な気持ちというお尋ねがございました。

私は、ちょうど昭和四十年、佐藤総理の沖縄訪問の直後、党の支持を得て初めて沖縄に参りました。そして、各地を回りましても、どこでも非常に木が低い、それだけしか育っていない、その姿の中に沖縄戦の苛烈さを見る思いがしたことを今も記憶をいたしております。

それ以来さまざまなかかわりを持ってまいりましたが、総理という座に着き、改めてこの問題に向き合ったとき、我々が知らないことが余りに多かったという思いを改めてかみしめることになりました。自来、知事さんを初めいろいろな方々とひざを突き合わせながらお話をしてまいりましたけれども、そのたびに本土の私たちが、沖縄の本土復帰以来今日までの間、沖縄県の抱えている、また沖縄県民の心の中にある痛みと苦しみというものに対し、余りにも気を使わな過ぎた、そんな思いを新たにいたします。

そして、その痛みというものをどうやって本土の私たちが分かち合うことができるのか、そのような思いを胸にし、内閣としての最重要課題の一つとして今日までこの問題に取り組んでまいりました。

今後、なお努力をしなければならない多くの課題を抱えておりますが、院におかれましても、こうした状況を解決するためのお力添えを心からお願いをする次第であります。

次に、駐留軍用地の取得手続についてのお尋ねがございました。

今回の手続は、過去三回の経験からその手続期間の実績というものを考え、平成七年の三月三日に開始をいたしておりました。しかし、その後さまざまな不幸な事件が起こり、その中で職務執行命令手続をとらざるを得ない、従来予想できない期間を要することになりました。

こうした状況の中で、我が国の安全保障にとって欠くことのできない日米安全保障条約上の義務を果たしていくために、御批判のあることは覚悟した上で、暫定使用という最小限の措置をとらせていただきたいと考えた次第でございます。

そして、沖縄の米軍基地の本土への分散、移転というものを考えろ、そういう御指摘をいただきましたが、まさに我が国全体の安全のために沖縄県の方々に背負っていただいておりますその重みというものをできる限り国民全体で受けとめて、分かち合っていくべきものと思います。

こうした認識のもとに、ＫＣ１３０の岩国移駐、また一〇四号線越え射撃訓練の本土五カ所の射撃訓練場への移転をただいま関係それぞれの地域にお願いを申し上げております。

岩国基地については既に御了解をいただきました。また、一部の射撃訓練場については御同意をいただいておりますが、残念ながらまだ全部の地域からのお返事をいただくに至っておりません。この場をかりまして、それぞれの地域の方々が少しでも沖縄の抱えている苦しみというものに御理解を示されるなら、ぜひこれを受けていただきたいと心から願っておりますし、私どもはＳＡＣＯ最終報告の着実な実施に向けて全力を尽くしてまいりたい。本土の皆様の御理解、御協力を心から願う次第であります。

次に、アメリカの下院の決議についてどう評価をするのかというお尋ねがございました。

この決議は、日米安全保障条約が日本やアジア太平洋地域の安全保障に不可欠なものであること、そして沖縄の方々のこの条約の実施及び地域の平和と安全への貢献が特別の認知と謝意を受けるに値することを確認したものとして、これが圧倒的多数で可決されましたこと、これは、アメリカの議会におきましても、日米安保の重要性、そしてこれについて沖縄県民の払っていただいている、また現に抱えておられる苦しみというものに対しての謝意を真剣にあらわしていただいたもの、そのように受けとめております。

次に、米軍の兵力構成見直しについての御意見をいただきました。

アジア太平洋地域におきまして依然として不安定、不確実な要因が存在をしておりますこと、そしてその状況の中、今日があることを考えますと、現時点におきまして私は海兵隊の削減や撤退をアメリカ側に求めるつもりはありません。同時に、日米安保共同宣言の中に確認をいたしておりますように、国際的な安全保障情勢において起こり得る変化に対応し、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢、防衛政策について今後ともに両政府間で緊密な協議を継続いたします。

次に、一国二制度的な思い切った沖縄振興策を

というお尋ねをいただきました。

私は、一国二制度という点につきましては検討すべき問題点が幾つかあるように思います。しかし、沖縄県が基地経済から、あるいは基地依存から自立した経済を、そして将来に向けての大きな発展をしていこうとするとき、思い切った中長期的な振興策を立てるべきである、この御趣旨は私ども全く異論はありません。

そして、沖縄の振興開発のための財政措置についても御意見をいただきましたが、この振興策につきましては大田沖縄県知事御自身にもメンバーとなっていただいております沖縄政策協議会で具体的に検討をしていただいております。

さらに、県の方で規制緩和の検討委員会を設置される、そのように伺っておりますが、この検討委員会の提言がまとまり、政策協議会に提示をされましたら、その段階で当然ながら真剣に検討をさせていただくつもりでおります。

また、先般、沖縄米軍基地所在市町村懇談会、いわゆる島田懇からも御提言をいただきました。内閣としても、これを実現するために全力を尽くしてまいるつもりでありますし、その推進のために平成八年度補正予算及び平成九年度予算におきまして所要の予算的手当てを行ってまいりました。

今後ともに、沖縄の振興につきましては内閣を挙げて取り組んでまいる決意でありますし、懇談会提言、また政策協議会における検討の結果を踏まえ、財政事情にも配慮しながらではありますが、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。（拍手）

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君）　法改正の必要についてのお尋ねですが、日米安保条約上の義務を果たすことは、日米関係だけでなく国家の存立にかかわる重大な問題であります。使用権原がなくなり、提供している施設・区域をめぐる混乱や運用に支障を及ぼす事態は、どんなことがあっても避けなければなりません。このため法案は、これまで使用していた土地について、収用委員会の結論が出るまでの間に限って暫定的に使用できるという必要最小限の措置をとるものであります。

次に、財産権の保障との関係についてお尋ねでございますけれども、憲法第二十九条は財産権を保障しておりますが、私有財産を絶対のものとはせず、同条第三項で正当な補償のもとで公共のために用いることを認めております。改正案は、我が国の安全にとって不可欠な駐留軍用地を継続して使用する場合に限り、適正な補償を確保した上で暫定使用できるようにするものであり、憲法第二十九条で保障されている財産権を侵害するものではありません。（拍手）

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田行彦君）　在日米軍兵力構成の見直し等については総理の御答弁のとおりでありますが、政府といたしましては、将来、この地域の安全保障環境がさらに改善され、日本の安全や地域の平和と安定を確保しながら、同時に、沖縄県民の御負担を一層軽減するための展望が開けることを強く希望しておりまして、そのために二国間、多国間の外交努力を一層強化してまいります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　泉信也君。

〔泉信也君登壇、拍手〕

○泉信也君　私は、平成会を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる駐留軍用地特別措置法の一部改正案に対し、総理並びに防衛庁長官に質問いたします。

総理は、昨年四月十七日、クリントン大統領とともに日米安全保障共同宣言を発表されました。当日の参議院予算委員会において、総理は私の質問に、この共同宣言は日米安全保障体制の重要性を再確認したものである旨答弁されました。ところが、今、同盟関係の信頼性を損ないかねない局面を迎えていますことはまことに遺憾であると言わざるを得ません。

総理は、今回の法改正に当たり、基地の提供は日米安保条約の義務であり、それは国家そのものの存立基盤にかかわるものであるとの認識を表明しておられます。私は、総理の国家の存立基盤というお考えを評価するものであります。

国家とは何か、国家はどうあらねばならぬかということは、為政者にあっては最高にして最大の命題であると思います。明治維新間もなく、岩倉具視を大使とする使節団がヨーロッパ、アメリカを視察し、得られた彼らの結論は、国というものは何をおいてもまず存続しなければならない、この激甚なる国際社会の競争の中で国が存続を維持するためには何をなすべきか、その観点から国家の経営はなされなければならないということであったと言われます。

そこで、総理にお伺いいたします。総理の国家観、国家経営の理念をお聞かせください。

そもそも、今回の沖縄米軍基地用地の使用問題は、平成七年四月、防衛施設局長が当時の総理大臣に法に基づく使用認定の申請を行い、同年九月二十九日に沖縄県知事が土地・物件調書の代理署名を拒否した時点において、当然予想された事態であります。橋本内閣が発足してからも一年以上が経過しています。なぜ、この問題の処理に手間取ったのでしょうか。その理由が、巷間伝えられますような、自民・社会・さきがけ政権基盤の崩壊を危惧し、あるいは沖縄県の猛反発にたじろいでなどという次元の問題ではなかったと思います。この間、内閣総理大臣として、防衛庁、防衛施設庁にどのような指示をなさったのか、この事態を解決するために具体的に何を検討されたのか、お伺いいたします。

さて、総理は、沖縄に偏在する米軍基地の整理・縮小・移転の必要性を表明され、その実現に努めておられます。沖縄県民に我が国安全保障の重荷を背負い続けさせることは到底許されることではありません。本土もまたその役割を引き受けるべきだと考えています。

しかし、米軍の駐留目的に照らし、米軍の沖縄からの本土移転などが合目的的であるか否かの検証はどうなされているのでしょうか。沖縄が我が国のシーレーンの近傍に位置していること、東シナ海と太平洋を結ぶ要衝にあることなどの地勢的特性、軍事的戦略性は本土のいかなる地域にも代替できぬものであります。

総理は、極東のキーストーンとも言われる沖縄の特性をどう評価し、沖縄にある米軍基地の重要性とその本土展開をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

また、今回の特措法の改正に際し、在沖縄米軍の削減論が一部にありました。政府も、朝鮮半島情勢が安定すればというメッセージを沖縄に伝えています。しかし、極東の安定は必ずしも予測できず、沖縄県民に過度の期待感を与えることは慎むべきではないかと思います。防衛庁長官は両三年後の在沖縄米軍の規模をどう見通しておられるか、お尋ねいたします。

さらに、三月三日、米国で開かれた日米実務者会議で、日本の海兵隊削減提案が米側に拒否されたと伝えられます。しかも、提案に際し、外務省と防衛庁との意思の疎通が十分でなかったというのは事実でありましょうか。

ところで、土地の使用契約を拒んでいる地主の数は地主全体の一割にも達せず、面積ではわずか〇・二％にすぎません。しかも、この契約拒否者の九六％以上がいわゆる一坪地主であり、これら地主の平均所有面積は〇・七五平方メートルであります。反対する大部分のいわゆる一坪地主は、憲法が国民に保障する権利の本当の意味を理解しない人たちであり、公共の福祉のために資すべき責務を放棄している人たちだと思います。大多数の沖縄の人たちの本当の気持ちは別のところにあ

るのではないでしょうか。防衛庁長官のお考えを伺います。

大多数の地主は、日米安保条約の重要性を理解し、その履行に必要な用地を提供する善意の協力者であります。しかし、こうした理解者にありましても、今回の特措法の改正がもたらす感情は複雑であります。

今回の改正は、裁決で使用権原を取得するまでの間及び裁決申請の却下による不服審査請求をしている間、土地の暫定使用を可能といたします。これにより、米軍用地の確保は物理的には安定いたしましょう。しかし、法的には不安定な状態にあると言わざるを得ません。暫定使用あるいは泥縄的緊急避難などという表現がこのことを物語っています。

そこで、総理にお尋ねいたします。

基地の整理・縮小・移転を含む、国が責任を負う抜本的立法措置のスケジュールをどのようにお考えでしょうか。また、そのことに着手するにはいかなる条件が整うことが必要でしょうか。さらに、その立法措置の基本的な考え方の一つとして、国の安全にかかわる用地の確保は、自治体が行う機関委任事務でなく国の直轄事務とすることもお考えでしょうか。

さらに、沖縄振興について伺います。

今、沖縄では、第三次振興計画の実施を初め幾つかの施策が展開されています。しかし、沖縄県民の期待にはもっと大きなものがあります。かつて西ドイツは、西ベルリンへの投資に対し、他の地域に比べ、法人税は二二・五%、個人所得税は三〇%低く税率を設定するなどの優遇措置をとったと言われています。沖縄には、総理のイニシアチブにより、政治の主導により、これ以上の刮目すべき振興策の立案が待たれています。総理は、今どのような具体策をお考えでしょうか。

さて、本年秋までには、日米安全保障共同宣言に基づき、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインの見直しを進めなければなりません。この作業は、今回の特措法改正にまさるとも劣らぬ内容を持つものであり、日本の安全に直接かかわるものであります。既に中間報告も可能な段階に達していると伺っています。

防衛庁長官に、その進捗度、日米間の主要な問題点をお尋ねいたします。

今回の特措法改正に見られた与党三党の対応ぶりを見るとき、ガイドライン見直しの先行きに少なからざる危惧の念を禁じ得ないのであります。安全保障に対する与党三党の基本的立場には大きな認識の違いがあります。これでは見直しの内容が中途半端なものになることは明らかであります。国家国民の生命財産を死守すると同時に、地域の平和に寄与するという崇高な理念が損なわれることを心配するものであります。

総理にお伺いいたします。

ガイドライン見直し作業の過程で、その内容を国会の議論の場に供するお考えであることを確認いたしますとともに、最終的には国会の承認を求められる御予定でしょうか。

今回の改正により、駐留軍用地は継続的に確保されることになります。沖縄県民の要望がいまだ具体的にかなえられない中、県民には騒音や生活の不安が残ります。沖縄では、今もなお琉球処分が歴史の事実を超えて教え継がれ、琉球独立論が思想的背景のもと語られているとも言われます。

大田實少将が「一木一草焦土ト化セン　糧食六月一杯ヲ支フルノミナリト謂フ　沖縄県民斯ク戦ヘリ　県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」という電報を打たれてから早くも半世紀以上の歳月が経過いたしました。我々は今、大田少将の思いにこたえなければなりません。

橋本総理と小沢党首との間で合意された三項目が、総理の指揮のもと、一日も早く具体化することを確認させていただき、質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（橋本龍太郎君）　泉議員にお答えを申し上げます。

まず冒頭、国家観、国家経営の理念というお尋ねがございました。

政府の責務は、国家の安全と繁栄を維持し、国民の平和でより豊かな生活を実現することにあり、政府は、そのために内政、外交の両面で最大限の努力を傾ける責任を負っております。その意味では、今般の駐留軍用地特措法改正法案、これは我が国の平和と安全、国際社会における信用の維持という、こうした観点から極めて重要なものであり、国家の存立にかかわる意義を有するもの、そのように考えております。

次に、取得手続の時間的経過についてのお尋ねがございました。

今回の手続は、過去三回の手続期間の実績を考慮して、平成七年三月に開始をいたしておりました。しかし、同年九月の大変不幸な事件を契機とする諸問題が提起をされます中で、職務執行命令手続をとらざるを得ない等、従来予想できない期間を要することとなりました。そして、その間、私としては、収用委員会における早期の裁決というものに期待をし、防衛庁、防衛施設庁に対し、関係者の御協力を得るための最大限の努力を指示してまいった次第であります。

しかし、ついに収用委員会の次回開会期日が決まらないという状況の中で、沖縄県の方々に大変厳しい御批判を浴びることを覚悟しながら、今回の最小限度の措置を決断させていただきました。

次に、沖縄の特性をどう評価し、沖縄の米軍基地の重要性と本土展開についてのお尋ねがございました。

米軍が沖縄に展開しております要因、これは、ハワイ、グアムよりも極東の各地域に近い、そして迅速な戦力投入が可能であると同時に、周辺諸国から一定の距離があり、本土にない縦深性がある、こうした点があると思います。他方、SACOの最終報告にもございますように、県道一〇四号線越え実弾射撃訓練の本土移転等、本土に移転すべきものの案件も含まれておりまして、私どもとしては、この報告の着実な実施に全力を尽くしたいと思います。

次に、米軍基地の整理・縮小・移転などを含めた手続の問題がございました。

政府としては、目下、沖縄県民の方々が背負ってこられた重荷を国民全体で分かち合う、そうした姿勢に立ち、日米両国政府が最終的合意をまとめましたSACOの最終報告をいかにして着実に実施していけるかを政府の最重要課題と位置づけ、全力を尽くしております。

将来の問題についてもお尋ねがございました。

駐留軍用地の取得事務、これは我が国の生存と安全を確保する上で極めて重要であり、高度の公共性を有する米軍の活動の基盤にかかわるものであります。さらに、これは我が国が条約上負うべき義務を果たしていかなければならないその履行に関するものということから、本来、私は国が執行責任を負うべき性格のものである、そのように考えております。そのあり方につきましては、現在、地方分権推進委員会が十二月に出されました第一次勧告の中でなお調整中とされたことがございますので、分権推進委からの御意見なども見ながら、幅広く検討していきたいと考えております。

次に、沖縄振興策についての御意見がございました。

現在、大田沖縄県知事御自身にもメンバーに加わっていただいております沖縄政策協議会において、具体的に県からの御意見を検討させていただいております。また、先般、米軍基地所在市町村懇談会から提言がなされました。内閣としても、その実現のために最大限の努力をしてまいりますし、今後、沖縄が基地依存から自立をされ、さらに我が国経済社会の発展に寄与できる地域として整備され、魅力のある地域として発展していきま

すよう、県とともに協力をしながら努力をしてまいります。

次に、日米防衛協力ガイドラインの見直し作業についての御意見がありました。

国民の御理解をいただきながら政府間の作業を進めていきますため、五月の中旬以降しかるべき時点で、そのときまでの進捗状況及び検討内容を公表させていただきたいと考えております。当然、国会においてもさまざまな御論議をいただけるものと存じますが、むしろ私どもとしては、そうした御論議も踏まえて新しい指針は取りまとめてまいりたい。ただ、これ自身が国会による承認の対象となるものではない、そのように考えております。

最後に、新進党小沢党首と私の合意事項についてのお尋ねがございました。

沖縄の米軍基地、施設・区域の整理・統合・縮小につきまして、県民の方々が背負ってこられた重荷を国民全員で本当に分かち合うという姿勢に立ちながら、SACO最終報告の着実な実施に全力を尽くしますとともに、駐留軍用地の取得に関する事務のあり方につきましては、先ほども申し上げましたような手順を踏みながら、地方分権推進委員会の御意見等も見ながら、幅広く検討していきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。（拍手）

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君）　沖縄の米軍の規模についてのお尋ねですが、米国はアジア太平洋地域において在沖米軍を含む約十万人の兵力を維持するとの政策を有しておりまして、現時点においては海兵隊の削減や撤退を米側に求めることは考えておりません。

同時に、日米安保共同宣言で確認されたとおり、国際的な安全保障情勢において起こり得る変化に対応しまして、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢や防衛政策について、両政府間で緊密な協議を継続いたすつもりでございます。

なお、日米安保高級事務レベル協議審議官級会合についてのお尋ねでございますけれども、その際に日本側より日本に所在する海兵隊の削減に係る提案を行ったというような、そういう事実はございません。

また、このような日米協議に際しては、従来より防衛庁と外務省との間で緊密な協議を行っているところであり、両省庁間の意思疎通は十分に図られていると考えております。

それから、一坪共有地主に関する御質問ですが、御指摘のとおり、契約拒否者三千七十八人のうち九六％以上の二千九百六十五人が在来の土地所有者二人から土地を購入、所有権の分散を図ったいわゆる一坪共有地主であり、かつその約半数は本土在住者であります。私は、沖縄県民の方々に冷静で理性的な御意見があることは十分承知しており、土地所有者の九割の方々から契約をいただいている現状にかんがみれば、このような一坪共有地主の声が沖縄の総意とは毛頭考えておりません。

なお、ガイドラインについては、先ほど総理からもお答えがあったわけでございますけれども、見直しの進捗状況について申しますと、指針見直しは、本年秋に作業を終了することを目途に、現在、SDC作業班会合で進捗状況報告にある主な研究・協議事項につきまして、協力の具体的な機能及び分野を抽出する等の作業を滞りなく進めておりますけれども、まだ主要な問題点について総洗いできているわけではございません。したがいまして、本作業については五月中旬以降のしかるべき時期に中間取りまとめを行い、作業の進捗状況を内外に明らかにしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　田英夫君。

〔田英夫君登壇、拍手〕

○田英夫君　私は、社会民主党・護憲連合を代表して、駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に質問いたします。

沖縄は、戦中戦後を通じて苦しみ続けてきました。あの太平洋戦争の末期、沖縄は日本で唯一の地上戦の場となり、一般市民を含めて二十一万七千人余りのとうとい生命が失われました。戦後も、祖国から切り離され、アメリカの軍事支配下に置かれ、強権的に土地を取り上げられ、強大なアメリカ軍基地が建設されたのです。二十七年に及ぶ苦難の末にようやく祖国へ復帰した喜びもつかの間、公用地暫定使用法等によってアメリカ軍基地はそのまま存続してしまったのです。

今、米軍嘉手納空軍基地の管制塔に上ってみますと、広大な飛行場のはるか向こうの片隅に、肩を寄せ合うように密集した嘉手納町の人々の家が見えます。まさに沖縄の現状を象徴しています。

この沖縄の皆さんに一日も早く平和で豊かな暮らしができる状態を構築することが、政府、そして私ども日本人全体の責任であり願いであると思います。そして、このことをアメリカの人々に語るべきではないでしょうか。アメリカの政府、議会、そしてアメリカ国民にもこのことを理解してもらわねばなりません。

こうした思いで今回の政府が提出された駐留軍用地特別措置法の一部改正案を見ると、実は愕然とせざるを得ませんでした。当初、政府は必要最小限の改正と言っていましたが、実はそれは最大限でありました。現在までの法体系を壊し、収用委員会の存在意義を否定し、総理大臣の権限によって米軍基地用地を恒久的に使用できる道を開くものと言わざるを得ません。憲法二十九条の精神を否定するおそれさえあります。しかも、この改正案は事実上沖縄県にのみ適用されるものであり、憲法九十五条に触れる可能性を指摘せざるを得ません。

次に、第二次橋本内閣が発足した昨年十月、自民、社民、さきがけの与党三党で長時間真剣に話し合った結果まとまった三党政策合意文書に触れたいと思います。

これは、議会制民主主義のもとでの連立政権としては初めての本格的な政権としての政策を与党間で合意したもので、極めて意義深いものであったと思います。そして、合意した政策と合意に至らなかった政策を明確に区別し、国民に発表したのです。

その合意した部分に沖縄に関するものが明記されています。念のために簡潔にまとめてみますと、一、沖縄の提起している三点の要望を重く受けとめ、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小に向けてさらなる積極的努力を行う。二、アジア情勢安定のため努力するとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米国と協議するとあります。

今回の特措法一部改正を提案されると同時に橋本総理、池田外務大臣らがアメリカの指導者に示された姿勢は、この三党合意に沿ったものと言えるでしょうか。

さきに来日したアメリカのゴア副大統領に対し、橋本総理、池田外相とも、自分の側から、現状ではアメリカ軍の縮小を求めるつもりはないと言われたと伝えられています。また、来日したコーエン国防長官が、後に修正したとはいえ、朝鮮の統一が実現してもアジアの米軍十万の体制を変えるつもりはないと、あえて言えば暴言とも言える発言をしたのに対し、総理はどのように反論をされたのですか。政府・自民党の幹部は、しばしば沖縄のアメリカ軍は朝鮮有事に備えたものと言っておられますが、コーエン発言は修正後も在日米軍の兵力は朝鮮半島の情勢変化や緊張緩和とは関係ないとの立場を示していると思われますが、この食い違いについて総理はどのように考えておられるのでしょうか。

しかも、一方で、アメリカ政府の対北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国に対する外交は最近大きく変わりつつあります。「北風と太陽」の話に例えれば、明らかに太陽の路線です。ＫＥＤＯの積極的推進、四者会談の実現への積極姿勢、そして年内にも米朝の連絡事務所を相互に設置するところまで進んできています。北朝鮮への食糧援助も積極的に進めています。一方、韓国政府はなお北風路線ですけれども、日本政府は一体どうされるおつもりですか。

今こそ、外務官僚に任せるのではなくて、国の進路を決める政治的決断が必要なのではないでしょうか。それは、沖縄の米軍基地縮小に直結する問題です。

また、アメリカには中国脅威論が根強く存在し、それがアジアの不安定要因の最大のものとの意見があります。コーエン国防長官の真意もその辺にあるのかもしれません。橋本総理は、中国を脅威とお考えですか。

私は、ことし既に二回中国を訪問しました。その一回は、土井党首を団長とする社民党代表団の一員としてでした。江沢民総書記ら会談した中国の指導者の態度は、脅威とはほど遠いものでありました。台湾問題は、台湾は中国の一部との基本姿勢はもちろん堅持していますが、一国二制度の実現を目指していく姿勢ですし、そのやり方はことし七月一日の香港返還で事実として明らかにされようとしています。尖閣列島の問題も、解決を後世の人々にゆだねようとの姿勢です。核兵器の問題も、ＣＴＢＴの締結後は核廃絶を目指すとの基本姿勢に立ち戻っています。

日本政府は、日中国交正常化二十五周年のことし、日中友好確立の先頭に立つべきではないでしょうか。

最後に、沖縄の振興と基地のない沖縄の問題に触れなければなりません。

沖縄県は、さきに二〇一五年の基地のない沖縄を目指したアクションプログラムを発表しています。これこそ、まさに沖縄の願いだと思います。それは、二〇一五年までを三段階に分け、それぞれ具体的に基地の名を挙げてその返還を求め、その跡地を利用しながら国際都市形成構想をまとめています。

一方、与党三党は、昨十日、この沖縄県の構想を推進することで合意し、一国二制度的な大胆な改革を目指すとしています。政府は、この沖縄の願いの実現のための与党三党の合意を実らせていただきたいと思います。総理の御所見を伺います。

今、沖縄の問題が日本の進路を決めようとしています。日米安保条約を優先するのか、沖縄の心を大切にして日本国民の平和で豊かな生活の構築を優先するのかが問われていると思います。

社会民主党は、党内の議論を重ね、苦渋の中でこの法案に反対することを決断いたしました。それは私たちが沖縄の心を大切にし、国民の願いを優先すべきだと考えたからであります。（拍手）

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（橋本龍太郎君）　田議員にお答えを申し上げます。

まず、沖縄の問題は、日本人全体の責任であることをアメリカにも理解させるべしという御主張でありました。

私は、沖縄戦を含むさきの大戦のような不幸な歴史を二度と繰り返してはならない、そうかたく決意をしております。そして、沖縄が平和で豊かな生活の構築のできる状態、これが日本人全体の責任であることは当然でありますし、こうした考え方に立ちながら、基地の問題あるいは振興策などに取り組むとともに、アメリカ側にも沖縄問題の重要性というものを、最初の日米首脳会談以来、私は訴え続けてまいりました。

次に、与党三党合意と政府の米国への対応についてのお尋ねがございました。

政府は、与党三党合意を念頭に置きながら、日米間で最大限の努力をして取りまとめてまいりましたＳＡＣＯの最終報告の実施に全力を尽くしますとともに、振興策にも真剣に取り組んでおります。また、安全保障情勢に起こり得る変化に対応し、軍事態勢及び防衛政策について引き続き日米間で緊密に協議する一方、地域の安全保障環境の改善のための外交努力を一層強化いたしております。

次に、報道されましたコーエン長官の発言についてのお尋ねがございました。

この話につきましては、防衛庁長官との会談におきまして、コーエン長官から、報道関係者から朝鮮半島統一を仮定した質問を受けたので、現時点では朝鮮半島統一が直ちに実現する見通しはなく、アジア太平洋地域に十万人の米軍プレゼンスを維持するという方針の見直しは考えられない旨を述べた、そうした説明があったという報告を受けておりましたから、私は改めてこれに言及をいたしておりません。

次に、米軍の兵力構成についてのお尋ねがありましたが、コーエン長官の発言の趣旨というものは今申し上げたようなものでありますし、また同長官は、今回の訪日時の一連の会談の中におきまして、アジア太平洋地域において現在の米軍プレゼンスを維持するという方針を表明する一方で、国際情勢に大きな変化があれば日米安保共同宣言に基づいて、それに応じた軍事態勢、防衛政策について日本と協議することを確認しております。

次に、対北朝鮮政策という点での御意見がありました。

朝鮮半島の平和と安定のためには、南北関係の改善、そして北朝鮮の国際社会への一層の開放が重要であります。私どもは四者会談の早期実現を期待しておりますし、またＫＥＤＯの問題にも積極的に取り組んでおります。そのような中で、今後ともに第二次世界大戦後の日朝間の不正常な関係を正すとともに、朝鮮半島の平和と安定に資するもの、こうした二つの観点を踏まえながら、韓国等と緊密に連携しながら対処していきたいと考えております。

しかし、そうした観点から申し上げますならば、日朝政府の会談が中断をしております原因はいまだに解明されておりません。こうした問題に対する私は誠意のある対応も求めたいと思います。

次に、中国に対する認識のお尋ねがございました。

中国は、改革・開放の基本政策のもとに、経済建設を当面の最重要課題としながら、そのための安定的な国際関係を必要としていると考えております。また、軍事力につきましては、その近代化は次第に漸進的に進むものと見られます。我が国としては、こうした中国がより積極的な、建設的なパートナーとして国際社会に関与することを慫慂することが重要だと考えております。

次に、日中友好という点について御意見をいただきました。

日中関係がアジア太平洋地域、さらには世界全体の平和と繁栄にとって非常に大切なことであることは御指摘のとおりでありますし、本年が日中国交正常化二十五周年という節目の年でありますだけに、政府として、この日中友好関係のさらなる発展のため、先般、池田外務大臣が訪中し、その際合意されました年内の首脳相互訪問を初めとする人的な往来等を通じ、心から二十五周年を祝福できるようさらなる努力を払っていくことが重要だと思います。

次に、基地返還アクションプログラムについてお尋ねがありました。

政府としては、このプログラムを初めとする沖縄県の御要望も踏まえながら、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、両国間で最大限の努力を払いＳＡＣＯの最終報告をまとめました。今後とも、普天間の問題を初めとしたこの報告に盛られております措置を着実に実施するために、地元の皆様の御理解と御協力を求めながらあらゆる

努力を払っていきたいと思います。

沖縄振興策につきましては、現在、沖縄県知事御自身もメンバーに入っていただいている沖縄政策協議会において、県の国際都市形成構想などの御要望も踏まえながら、振興策について具体的に検討をしていただいております。

さらに、県御自身で規制緩和の検討委員会を設置されると聞きました。この内容がまとまれば、当然知事からこの政策協議会の場に提起されると思いますし、真剣に検討していきたいと思います。

一国二制度的な発想というのにはさまざまな問題点はあると私は思いますけれども、沖縄が基地依存から自立した経済発展を遂げていく、そのために国が中長期的な視点に立った振興策の推進を図るべきという点については、私どもも同様に考え、既に行動しつつあります。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。（拍手）

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君）　法案は最小限ではなくて最大限の改正ではないかとのお尋ねですが、この法案は、日米安保条約上の義務を履行するため必要な土地等を、収用委員会の裁決による使用権原が得られるまでの間に限って、暫定的に使用を認めるという必要最小限の措置を内容とするものでありまして、裁決を行う収用委員会の権限や役割に変更を加えるものではございません。

次に、憲法との関係についてのお尋ねでございますけれども、法案は、現に駐留軍の用に供されており、引き続きその用に供する必要があると認定された土地等を適正な補償のもとで暫定使用するための要件とその手続を定めているものであり、また、特定の地方公共団体の組織、運営または権能について特例を定めるものではありません。したがって、御指摘の憲法の諸条項に反するものではないと考えております。（拍手）

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田行彦君）　私に対するお尋ね、すべて総理が答弁されましたが、私も最近の日米協議のあり方が三党合意に違背するものとは思っておりません。

また、北朝鮮外交のあり方、日中友好促進についても総理答弁のとおりでございますが、いずれにいたしましても、この地域の安定、その中での近隣諸国の関係改善なり友好促進を図るという観点から、いろいろな要素をよく考慮しながら、政治の責任で判断をしながら適切に対処してまいります。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　齋藤勁君。

〔齋藤勁君登壇、拍手〕

○齋藤勁君　私は、米駐留軍用地等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、民主党・新緑風会を代表して質問をいたします。

橋本総理、民主党は、去る三月に沖縄に米軍基地問題調査団を派遣し、当地において大田知事と会談をし、幅広く意見交換を行ったところであります。

その際、知事は、沖縄県民は国の基本政策を軽く見ているわけではなく、日米安保条約に真っ向から反対ということではないと述べられた上で、弱い立場にしわ寄せをする形で国の安全を守ろうとするのはおかしい、同じ国民なのに差別的処遇をすることは容認できないと訴えられたのであります。

総理、昭和四十年の初めての訪問以来たびたび沖縄を訪問された総理には、この大田知事の言葉の重みを十分に感じ取ることができるはずであります。普天間米軍基地の返還を初めとするＳＡＣＯ合意を得ることに全力を挙げられたのも、総理自身として沖縄の思いにこたえようとされたからだと、私は好意的に解釈をしたいのでございます。

しかし、最近の総理の言動はどうしたことなのでしょうか。沖縄の海兵隊の削減問題について、日本から米国に持ち出すことはしないと繰り返し断言をし、沖縄県民の兵力削減にかける強い思いに背を向け続けるのはどうしてでありましょうか。周辺情勢が安定化していないから海兵隊の削減はできないということであれば、それはとても一国の宰相が口にする言葉だとは私は思えないのでございます。情勢を分析することは研究者の仕事であり、政治家の政治家たるゆえんは、情勢を分析し、それが不透明であれば、もっと見通しのよいものに変えていくための政策の立案と実行力を発揮することではないでしょうか。

私には、不透明な情勢を憂う批評家としての橋本総理しか見えないのでございます。このような思いを持つのは私だけではないはずでございます。本当に沖縄県民の苦悩をみずからのものとしてとらえようとするのであれば、沖縄の海兵隊の削減が実現できるような周辺環境をつくり出していこうという意欲とビジョンを持った、真の意味での政治家としての橋本総理の姿を見せていただきたいのであります。このことについて、総理の見解をお示しいただきたいと思います。

民主党は、結党直後の昨年十月の選挙において、日米安保を基軸として、日本の安全とアジア太平洋の安定を確保することを外交安保政策の柱として公約したところであります。また、沖縄米軍基地問題を契機として、改めて党の外交安保政策の議論を行い、日米安保条約の堅持を党全体で確認し合ったところであります。

同時に、ポスト冷戦の時代変化に伴い、これまでのような、ややもすると対米一本やりがちであった外交から自主性、主体性を持った外交政策を展開していくことが極めて重要になってきている。日本は、世界の国々、とりわけ隣国、友人であるアジア諸国といかにかかわっていくのかを具体的に示していかなければならない時代に差しかかっていくということについても確認し合ったところであります。

このような時代認識に立つのであれば、日米安保を基軸としつつ、アジア太平洋地域の多角的安全保障体制の構築に努めることが二十一世紀の新時代に向かう我が日本の責務であると考えるのであります。そして、国際情勢の変化に伴い、日米両国が在日米軍の兵力構成やレベルについて緊密な協議、議論をしていくことは至極自然なことであり、さらに言えば、そのような関係こそ同盟関係の強さをあらわすものであると言えるのではないでしょうか。

在日駐留米軍イコール安保堅持イコール日米友好という短絡的な固定観念から脱し、アジアの安定と平和のために必要な在日米軍の兵力構成・レベル、日本とアメリカの協力体制等を率直に協議し合える関係こそ真の日米友好関係であると思うのであります。また、そのような対等で、なおかつ友好的な関係を目指すことこそ自立した国のあるべき外交姿勢ではないでしょうか。

朝鮮半島の情勢は、不安定な側面を持ちつつも、例えば四者協議の実現に向けた準備が進んでいるように、また米朝間で連絡事務所の設置の話し合いが持たれているように、少しずつ好ましい方向に進みつつあります。私は、朝鮮半島情勢の不安定を憂うよりも、一九七〇年代のニクソン・ショックのように、気がつけば米朝和解が日本抜きで劇的に実現する悪夢の可能性こそ心配すべきなのではとさえ思うのであります。

そこで、お尋ねします。

こうした情勢認識を踏まえて、沖縄の海兵隊を含む在日駐留米軍の兵力構成・レベルに関して米国と協議していく用意はないのか、また北東アジア情勢の見通しと安全保障環境の好転に向けた日本としての戦略について、さらに米朝間で協議中の連絡事務所設置についての状況認識について、総理のお考え方をお聞かせください。あわせて、関係大臣たる外務大臣及び防衛庁長官の見解をお伺いいたします。

総理も御承知のとおり、私たち民主党と自民党は、去る八日、「沖縄米軍基地問題に関する合意事項」を取りまとめたところであります。この中において、沖縄の地域振興に関して、「大胆な独自制度の導入等による自由貿易地域制度の拡充及び国際観光の発展のための環境整備について沖縄政策協議会で積極的に検討させ、これらの課題について、平成九年中に結論を得させる」ことを両党から政府に求めることにしたわけでありますが、この部分は早くも昨日、三党間で「沖縄振興策に関する与党合意事項」の中に組み入れられております。私は、こうした与党の努力を評価するものであり、今後政府としてその実現に向け最大限の努力を払うことを強く求めるものであります。

もちろん、我が党と自民党とが合意した項目は、これらの地域振興策にとどまるものではありません。したがって、この際、政府の責任者として、また自民党総裁として、今回の五項目合意をどのように受けとめておられるか、率直な見解をお聞かせください。

民主党は、日米安保条約を円滑に運用すべき責任の履行と、沖縄が現在でも日本における在日米軍基地の七五％も負わされている状況の打開という両側面から、今回の特措法の一部改正に対する賛否について党内で極めて民主的に議論に議論を重ねてまいりました。その結果、責任ある政党として、五月十四日の使用期限切れ後の法的空白を放置することはできないことを確認したところであります。

しかし、本来、使用期間内に収用手続を完了することは政府の責任であります。現行法での緊急使用申し立てを行うべきと主張したにもかかわらず、その道をとりませんでした。このような政府の失策を、特措法の改正という形で、沖縄にとって納得できない形で事態を解決しようという姿勢は本末転倒と断ぜざるを得ません。その上、政府提出の特措法の一部改正案は、収用委員会が却下裁決をしても、防衛施設庁が審査請求しさえすればいつまでも暫定使用が許される仕組みになっており、実態的には恒久使用となってしまうおそれをはらんでいるのであります。これでは必要最小限の法改正とは言えないと思うのでありますが、防衛庁長官の見解を伺います。

我が党は、こうした問題点を重視し、日米安保条約を維持する上で支障となる法的空白状態をつくり出さず、なおかつ沖縄県民に米軍基地固定化の不安を少しでも払拭してもらえるように、政府案を五年間の時限立法に修正することを衆議院において提案したところであります。残念ながら、衆議院においては賛成少数で否決されたわけでありますが、我が党は本院においても同趣旨の修正案を提出し、議員各位の御賛同をお願いするつもりであります。

政府においても、沖縄県民の国に対する不信と不満を少しでも和らげ、県民が念願する米軍基地の整理・縮小を国と県とが協力しながら着実に実現していく方向に踏み切るべきであると考えるものでありますが、時限立法問題について総理の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（橋本龍太郎君）　齋藤議員にお答えを申し上げます。

まず、沖縄の海兵隊の削減が実現できるようなそうした努力をすべきであるという御指摘をいただきました。

しかし、我が国の周辺環境において、今、本当に安定した状況が存在をするか。私は、実は、我が国を取り巻く周辺、そしてこの地域における不安定性というものは否定のできない現実であると考えております。

当然ながら、そうした中で、例えばさまざまな外交努力、これは二国間もありましょう、多国間の枠組みもございますが、そうした中での努力を重ねておりますけれども、その状況が解消している状況ではありません。これから先もこの情勢の安定を、改善をまた図るべく外交努力の一層の強化、あるいは安全保障対話や地域の協力の促進、こうしたあらゆる努力を我々は払っていこうと考えております。

その上で、在日米軍の兵力構成についてアメリカ側との協議をする用意はないのかというお話がございました。

私は、このアジア太平洋において依然として不安定、不確実な要因が存在している中で、現時点において海兵隊の削減や撤退をアメリカ側に求めることは考えておらない、これは確かに私は繰り返し申し上げております。本当なら一回でいいのかもしれませんが、何遍もお尋ねがありますから何遍もお答えをしてきました。そして、むしろできない希望を申し上げるより、事実認識として現在の国際情勢に基づく判断はきちんとお伝えをする方が私は正直だと思います。

しかし、その上で、日米安保共同宣言の中に確認しておりますように、国際的な安全保障体制に応じて起こり得る変化に即応しながら、在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢あるいは防衛政策について両国の政府間における緊密な協議というものは、SSCあるいはSCCときちんと実行のできる場を持っておりますし、今後ともに継続をいたしていきます。

また、北東アジアの情勢をどう好転させるのだというお話がございました。

我々は、今、本当に朝鮮半島における四者会合の一日も早い実現を心から期待いたしております。また、北朝鮮に対するKEDOの問題等、我が国は積極的に行動いたしておることも御承知のとおりであります。今後ともに、こうした努力は我々は続けていかなければなりません。

米朝連絡事務所についてお尋ねがございましたが、九四年十月の米朝枠組み合意におきまして、双方が、技術的問題が解決した後、おのおのの首都に連絡事務所を開設するとされております。当然のことながら米朝間で協議が行われているということは承知をしておりますが、開設の具体的時期等についてはまだ決定されていないと思います。

次に、沖縄米軍基地問題に関する自由民主党との間の合意についてお尋ねがございました。

内閣は、今日まで沖縄の問題を国政上の最重要問題の一つとして、例えばSACOの最終合意に見られますような日米両国間のぎりぎりの努力も続けてまいりましたし、また経済社会の振興策についても全力を挙げて取り組んでまいりました。今後ともこの方針を堅持してまいりますし、こうした問題の取り組みの中に御指摘の合意も踏まえさせていただきたい、そのように考えております。

次に、時限立法についてのお尋ねがございました。

駐留米軍の用に供することが必要な民公有地で契約による合意の得られないものにつきましては、これは本土、沖縄県ともに、駐留軍用地特措法に基づいて原則として一定期間の使用権原を得て使用せざるを得ない、理論的にそうなります。その場合、近い将来において今般と同様の事態が生ずる可能性がある、そうした状況にかんがみ、今回限りの時限立法とはいたしませんでした。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。（拍手）

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君）　在日米軍に関する協議、また北東アジア情勢の見通し、我が国を取り巻く安全保障環境の好転へ向けた戦略等につきましては、先ほど総理がお述べになりましたとおりでございます。

なお、法改正は必要最小限と言えないのではないかとのお尋ねでございますけれども、これは先ほどからも答弁いたしましたように、日米安保条約上の義務を履行するため必要な土地等を、収用委員会の裁決による使用権原が得られるまでの間

に限って、暫定的に使用を認めるという必要最小限の措置を内容とするものであります。

なお、この申請がこの法律に違反しない限りは却下裁決というものはあり得ないところでありますが、仮に収用委員会が却下した場合については、現行法上、建設大臣に対する審査請求等の一連の手続が定められておりますので、法案においてもその手続が終わるまでは暫定使用ができることとしたものであります。（拍手）

〔国務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（池田行彦君）　在日米軍の兵力構成、北東アジア情勢並びに米朝の連絡事務所設置の問題、いずれも総理から御答弁があったところと全く同じ考え、認識でございます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　立木洋君。

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君　私は、日本共産党を代表して、米軍用地特別措置法の一部改正案について橋本首相に質問をいたします。

今回の法案の内容は改悪であり、二十一世紀にわたって沖縄県民の土地を強奪し続け、米軍基地を固定化するために憲法をじゅうりんするものとなっており、断じて容認できません。

沖縄における米軍基地の成り立ちは、アメリカの占領下において、戦争で生き延びた沖縄の人々を有刺鉄線で囲まれた十二の収容所に押し込め、一万八千ヘクタールの民有地を米軍基地化したのを出発点としたのでした。さらに、講和条約によって日本が沖縄を放棄した以降、米軍は沖縄の基地の拡大強化のために、銃剣とブルドーザーによって住民を再度強制的に追い出し、一万九千ヘクタールもの土地を取り上げたのです。このことは、一九七一年十一月の沖縄返還協定の審議の際に、佐藤首相は、ハーグ陸戦法規、つまり国際法に違反する行為だったと答弁せざるを得なかったのであります。

橋本首相は、こうした沖縄での土地取り上げの過程が、もともと国際法に反した米軍の土地取り上げにあったと認めますか。明確に答えてください。

日本国憲法から切り離されていたもとで生じた沖縄県民の苦難の現実をしっかりと認識するならば、一九七二年に沖縄が祖国復帰を遂げたとき、日本政府がとるべき最大の問題は、憲法に基づき、沖縄県民の財産権回復に向かって努力を尽くすことにこそあったはずではありませんか。

しかし、日本政府は、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律という、土地所有者との契約がなくても五年間にわたって米軍基地をそのまま使用できるという法律をつくって沖縄に押しつけ、さらにそれを五年間延長して、合わせて十年間にわたって沖縄県民の財産権を全く無視した土地取り上げを続けてきたのであります。

その後、この県民の権利をじゅうりんし続ける法律の延長はさすがにできなくなりました。一九八二年、わずかな期間の臨時の法律としてきた一九五二年に制定された古い米軍用地特別措置法を持ち出して、米軍用地を保障する措置を継続させることにしたのであります。しかし、そのような米軍特措法であっても、憲法での財産権を侵してはならないということとのつじつま合わせのために、軍用地を収用する手続は土地収用法を準用するものとなっており、県の収用委員会が最終的に土地使用の裁決を行う仕組みになりました。

政府自身、さきの衆議院特別委員会での質疑の中で、現行法のもとでは土地の強制使用を行う場合は収用委員会の裁決が不可欠であること、土地収用委員会にのみ土地収用の期限を決める権限があること、その申請が法律に違反している場合は収用委員会は裁決申請を却下すること等を認めています。

ところが、政府の今回の改悪法によれば、収用委員会の裁決なしでも強制使用を継続できるものになっております。また、収用委員会が裁決申請を却下したときでも、防衛施設局長が建設大臣に対し不服審査請求を行ったならば、その後も継続使用ができるとしています。これでは収用委員会の判断も、審査と実質的審理の権能も、事実上奪い取ることになるではありませんか。

収用委員会で初めて本格的な公開審理を進めることとなった今回、米軍用地が不法占拠となることを恐れた政府が収用委員会の権限を事実上剝奪する暴挙に出たのです。これは、まさしく法治国家にあるまじき事態であります。

憲法二十九条で財産権を侵してはならないとの規定は、国家の権力によってみだりにこれを侵しがたいものとした確認に基づいて生まれたものであります。戦前の、公共のためとの口実で権力を乱用したような国家権力の横暴を抑える、独立したチェック機関として県の収用委員会はつくられました。それは新しい憲法が要請した法体系であります。その収用委員会を無力化する法の改悪を行うことは、憲法を無視する逆行ではありませんか。

四月七日、衆議院の特別委員会で法制局長官は、憲法三十一条の適正な手続は刑事手続のみではなく行政手続においても及ぶものと述べているように、例えば一九六二年十一月の第三者所有物没収事件の最高裁大法廷での判例でも、「当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは」著しく不合理であって、「憲法の容認しないところ」との明確な判決が出されているのであります。この判決にも見られるように、適正な手続を全く無力化し、自治体の独立した準司法機関としての収用委員会の権能も実質的に奪い去ることになる今回の改悪は、まさしく憲法のもとでの土地収用法の要求する適正な手続とはなり得ないことは、どのような弁明をしようとも明白ではありませんか。

また首相は、この改正案は、それこそ条約上の義務を履行するために必要なものと繰り返して述べておりますが、外国との約束だからといって日本の法律を無視していい、そんな権限は政府にも与えられるものではないのであります。ましてや、すべての法律に優先する最高法規、その憲法に違反する法の改悪を安保条約で正当化しようなどというのはもってのほかであります。明確に答弁していただきたい。

かつてのアメリカの国防情報センターの副所長であり、米海軍少将で、空母ミッドウェーの艦長として日本に寄港したこともあるキャロル氏は、「在日米軍基地は日本の防衛と関係がありません。日本の国民や利益に対する脅威があるわけではなく、日本に役立つような米軍の使い方などないのです。日本に駐留しているのも、何十億ドルもの駐留経費を日本が負担してくれて安上がりだから」とはっきり述べています。

首相、アメリカの利益、アメリカの世界戦略の都合のために日本にいる米軍を我が国の公共のためと断言できるのですか。

戦後、新憲法のもとで新しい土地収用法が制定された際、戦前の土地収用法第二条の一にあった「国防その他の軍事に関する事業」は削除され、廃止されました。その後つくられた米軍用地特措法は、まさに日米安保条約を憲法に優先させた違憲立法であります。

しかも、今日、政府は日米安保共同宣言で対米約束したように、地球的規模でのアメリカの戦略を日本の憲法の上に置いて、米軍基地のための土地の強制使用をいつまでも不法に続け、さらに先月、ゴア米副大統領との会談で、首相自身が、在日米軍の削減を求める考えはないと明確に申し上げたいとまで公言していますが、二〇一五年までに米軍基地を撤去し、平和な島を目指す日本国民、沖縄県民の権利と心からの願いを踏みにじることがどうして許されるでしょうか。

最後に、沖縄を初め日本の命運と憲法の根本にかかわる問題を、日米首脳会談の日程に合わせて、国会で十分な審議を尽くさず、数の力で強引に強行しようとするやり方自体、議会制民主主義

をないがしろにする暴挙であり、沖縄県民、国民の要求を裏切るものであって、沖縄米軍基地を固定化するものではありませんか。強権的手法を用いなければ安保体制も基地も維持できないことにこそ、その反国民的本質があるということを指摘して、憲法に反する法の改悪に強く反対することを表明し、質問を終わるものであります。（拍手）

（国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手）

○国務大臣（橋本龍太郎君）　立木議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、沖縄復帰以前の米軍による土地の接収についてどう思うかという御質問でありました。

我が国は、サンフランシスコ平和条約及び沖縄返還協定によりまして、占領下における米軍の行動等から生じたすべての請求権を放棄いたしております。私は、沖縄の方々に本当に現実に大変な御苦労をおかけしている、あるいはお気の毒な点があったと思いますけれども、現時点において、当時の米軍の行為について法的評価を行うことは困難だと考えております。

次に、沖縄が返還をされましたとき、政府が憲法に基づき県民の財産権を回復すべきであったのではないかという質問がありました。

まさに、沖縄返還協定によりまして、憲法を含む日本の法体系が沖縄にも本土と同様に適用されることになり、沖縄におきましても憲法による財産権が保障されたことであります。

次に、本法案が収用委員会の判断、審査、権能等を奪うというお話でありましたが、この法案は、収用委員会の裁決による使用権原が得られるまでの間の暫定使用を認めるものでありまして、また収用委員会が却下の裁決をした場合、現行法上、建設大臣に対する審査請求等の一連の手続が定められており、法案におきましてもこの手続が終わるまでは暫定使用ができるものとしたものであり、御指摘は当たらないと思います。

次に、収用委員会の権限を事実上剝奪する暴挙であるというお話でありますが、日米安保条約上の義務を履行するため、必要な土地等を収用委員会の裁決による使用権原が得られるまでの間に限って、法律により、適正な補償のもとで使用することができるとしたものでありまして、裁決を行う収用委員会の権限や役割に変更を加えるものではございません。

次に、収用委員会を無力化する法改正は憲法を無視するものというお話でありましたが、収用委員会の権限に何ら変更を加えるものではございませんので、前提を欠くものではないかと思います。

次に、法案は適正手続たり得ないというお尋ねでありますが、繰り返し申し上げておりますように、この法案は、収用委員会の権限に何ら変更を加えるものではございません。現に駐留軍の用に供されており、引き続きその用に供する必要があると認定されました土地等を適正な補償のもとで暫定使用するための要件、手続を定めているものでありまして、憲法のもとの適正手続に反するものではございません。

次に、条約上の義務を根拠に憲法違反の法改正を行うことは不当だという御意見でありますが、私は、この法案が憲法に違反するものだと考えておりません。また、日米安保条約上の義務を果たすこと、我が国にとりまして最も重要な二国間関係であります日米関係の維持のために必要というだけではなく、日本という国家そのものの存立にかかわる重大事項だと考えております。

次に、在日米軍についてお尋ねがありましたが、国際社会において依然として不安定、不確実な要因の存在する中におきまして、在日米軍は、我が国自身の安全ばかりではなく、我が国にとりまして非常に重要なアジア太平洋地域の平和と繁栄の確保のためにも不可欠の存在であり、その意味で我が国の国益に資するものであります。

また、在日米軍の削減についてお尋ねがございました。

累次御答弁を申し上げておりますように、現時点で私はその削減を求めることは適切でないと考えております。

他方、我が国全体の安全のため沖縄県の方々が担っていただいております御負担というものは、でき得る限り国民全部で分かち合うべきものであり、今後とも、政府は、SACO最終報告の着実な実施に全力を尽くしてまいります。

最後に、法案は米軍基地を固定化するという御指摘でありましたが、本法案は、収用委員会の裁決により使用権原を得られるまでの間の暫定的な使用に関するものであります。本来の土地使用の期間は収用委員会の裁決において定められるものであります。

最後に、議員から改悪改悪というお話がございましたが、私どもは改正案を御審議願っております。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議長　斎藤十朗君
副議長　松尾官平君

議員

田村公平君　小山峰男君　渡辺孝男君　山口哲夫君　大森礼子君　矢田部理君　西川玲子君　加藤修一君　益田洋介君　栗原君子君　魚住裕一郎君　末広真樹子君　福本潤一君　椎名素夫君　北澤俊美君　山本保君　江本孟紀君　平田健二君　林久美子君　鈴木正孝君　水島裕君　小林元君　山崎順子君　荒木清寛君　直嶋正行君　続訓弘君　長谷川清君　泉信也君　勝木健司君　星野朋市君　広中和歌子君　及川順郎君　鶴岡洋君　長谷川道郎君　水野誠一君　常田享詳君　堂本暁子君　依田智治君　高野博師君　田浦直君　海野義孝君　高橋令則君　北岡秀二君　風間昶君　山下栄一君　二木秀夫君　石渡清元君　寺崎昭久君　足立良平君　松浦孝治君　永田良雄君　平井卓志君　吉田之久君　林田悠紀夫君　野村五男君　上野公成君　和田洋子君　市川一朗君　岩瀬良三君　石田美栄君　都築譲君　浜四津敏子君　寺澤芳男君　武田節子君　牛嶋正君　白浜一良君　猪熊重二君　木暮山人君　片上公人君　石井一二君　永野茂門君　芦尾長司君　上吉原一天君　奥村展三君　岩永浩美君　山崎力君　阿曽田清君　武見敬三君　戸田邦司君　小山孝雄君　亀谷博昭君　横尾和伸君　平野貞夫君　鴻池祥肇君　鎌田要人君　木庭健太郎君　田村秀昭君　野沢太三君　鈴木貞敏君　林寛子君　大久保直彦君　鈴木省吾君　西田吉宏君　岡利定君

山本　一太君　三浦　一水君
松村　龍二君　保坂　三蔵君
平田　耕一君　林　芳正君
塩崎　恭久君　吉村剛太郎君
溝手　顕正君　山崎　正昭君
加藤　紀文君　谷川　秀善君
狩野　安君　関根　則之君
尾辻　秀久君　矢野　哲朗君
松谷蒼一郎君　佐藤　静雄君
野間　赳君　陣内　孝雄君
斎藤　文夫君　中曽根弘文君
石川　弘君　須藤良太郎君
片山虎之助君　吉川　芳男君
竹山　裕君　青木　幹雄君
下稲葉耕吉君　上杉　光弘君
宮崎　秀樹君　久世　公堯君
倉田　寛之君　高木　正明君
遠藤　要君　村上　正邦君
坂野　重信君　井上　吉夫君
岩崎　純三君　井上　裕君
太田　豊秋君　笠原　潤一君
照屋　寛徳君　大脇　雅子君
上山　和人君　畑　恵君
馳　浩君　日下部禧代子君
谷本　巍君　中島　眞人君
中原　爽君　長峯　基君
橋本　聖子君　大渕　絹子君
渕上　貞雄君　景山俊太郎君
海老原義彦君　岩井　國臣君
楢崎　泰昌君　鈴木　栄治君
清水　澄子君　成瀬　守重君
大島　慶久君　坪井　一宇君
佐藤　泰三君　河本　英典君
清水　達雄君　梶原　敬義君
志村　哲良君　木宮　和彦君
浦田　勝君　石井　道子君
守住　有信君　真鍋　賢二君
青木　薪次君　宮澤　弘君
嶋崎　均君　井上　孝君
板垣　正君　松浦　功君
岡野　裕君　大河原太一郎君
岡部　三郎君　田沢　智治君
志苫　裕君　国井　正幸君
齋藤　勁君　小川　勝也君
西川　潔君　山下　芳生君
朝日　俊弘君　峰崎　直樹君
中尾　則幸君　島袋　宗康君
笠井　亮君　渡辺　四郎君
前川　忠夫君　今井　澄君
川橋　幸子君　山田　俊昭君
阿部　幸代君　及川　一夫君
山本　正和君　萱野　茂君
藁科　満治君　一井　淳治君
佐藤　道夫君　西山登紀子君
須藤美也子君　角田　義一君
三重野栄子君　千葉　景子君
竹村　泰子君　本岡　昭次君
緒方　靖夫君　筆坂　秀世君
吉川　春子君　村沢　牧君
鈴木　和美君　小島　慶三君
笹野　貞子君　伊藤　基隆君
有働　正治君　橋本　敦君
吉岡　吉典君　田　英夫君
赤桐　操君　瀬谷　英行君
武田邦太郎君　久保　亘君
替野　久光君　松前　達郎君
立木　洋君　上田耕一郎君

国務大臣

内閣総理大臣　橋本龍太郎君
外務大臣　池田　行彦君
厚生大臣　小泉純一郎君
通商産業大臣　佐藤　信二君
郵政大臣　堀之内久男君
国務大臣（防衛庁長官）　久間　章生君

政府委員

防衛施設庁総務部長　伊藤　康成君

議員派遣中の議員

小野　清子君　沓掛　哲男君
菅川　健二君

議長の報告事項

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任　補欠
小島　慶三君　今井　澄君

商工委員

辞任　補欠
今井　澄君　小島　慶三君

通信委員

辞任　補欠
佐々木　満君　保坂　三蔵君

労働委員

辞任　補欠
保坂　三蔵君　佐々木　満君

予算委員

辞任　補欠
佐藤　道夫君　山田　俊昭君

議院運営委員

辞任　補欠
角田　義一君　谷本　巍君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会　委員長　倉田　寛之君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会

理事　石川　弘君
理事　永田　良雄君
理事　野間　赳君
理事　泉　信也君
理事　風間　昶君
理事　角田　義一君
理事　齋藤　勁君
理事　笠井　亮君

同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問主意書（荒木清寛君提出）

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長野上義二君の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理　重家　俊範君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理重家俊範君（同日議長承認）を、第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
依田　智治君　大木　浩君
菅野　壽君　清水　澄子君

大蔵委員

辞任　補欠
今井　澄君　小島　慶三君

厚生委員

辞任　補欠
清水　澄子君　菅野　壽君

竹村　泰子君　今井　澄君

農林水産委員

辞任　補欠

松村　龍二君　倉田　寛之君

商工委員

辞任　補欠

大木　浩君　依田　智治君

倉田　寛之君　松村　龍二君

小島　慶三君　竹村　泰子君

予算委員

辞任　補欠

阿部　正俊君　三浦　一水君

牛嶋　正君　小林　元君

菅川　健二君　山崎　力君

小島　慶三君　一井　淳治君

上田耕一郎君　橋本　敦君

議院運営委員

辞任　補欠

須藤美也子君　吉川　春子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員

辞任　補欠

今泉　昭君　平田　健二君

末広真樹子君　椎名　素夫君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第三一号）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第三二号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを逓信委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（閣法第二四号）審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第七一号）審査報告書

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　三井三池炭鉱閉山に伴う地域振興対策等の実情に関する調査

一、派遣委員

木宮　和彦　片上　公人

林　芳正　木庭健太郎

梶原　敬義　藤末　満治

山下　芳生

一、派遣地　福岡県　熊本県

一、期間　四月十五日　一日間

一、費用　概算四五九、八〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成九年四月十日

商工委員長　木宮　和彦

参議院議長　斎藤　十朗殿

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成八年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

審査報告書

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月十日

商工委員長　木宮　和彦

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針等を定めるとともに、事業者の行う新エネルギー利用等について、新エネルギー・産業技術総合開発機構による債務保証、中小企業近代化資金等助成法の特例措置等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算に、新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金として二億円、電源開発促進対策特別会計予算に、新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金として一億円が計上されている。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第七条）
第三章　事業者が行う新エネルギー利用等の促進（第八条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新エネルギー利用等」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促

進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第二条に規定する石油代替エネルギー（以下この条において「石油代替エネルギー」という。）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること（石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。）のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　通商産業大臣は、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

一　新エネルギー利用等に関してエネルギーを使用する者（以下「エネルギー使用者」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

二　新エネルギー利用等の促進のために、エネルギーを供給する事業を行う者（次条第二項において「エネルギー供給事業者」という。）及び新エネルギー利用等を行うための機械器具の製造又は輸入の事業を行う者（同項において「製造事業者等」という。）が講ずべき措置に関する基本的な事項

三　新エネルギー利用等の促進のための施策に関する基本的な事項

四　その他新エネルギー利用等に関する事項

3　通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

4　通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6　第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

（エネルギー使用者等の努力）

第四条　エネルギー使用者は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等に努めなければならない。

2　エネルギー供給事業者及び製造事業者等は、基本方針の定めるところに留意して、新エネルギー利用等の促進に努めなければならない。

（新エネルギー利用指針）

第五条　通商産業大臣は、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情からみて新エネルギー利用等を行うことが適切であると認められるエネルギー使用者における新エネルギー利用等を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関し、エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針（以下「新エネルギー利用指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2　通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、新エネルギー利用指針を改定するものとする。

3　通商産業大臣は、新エネルギー利用指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（指導及び助言）

第六条　主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

（地方公共団体の施策における配慮）

第七条　地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たっては、できる限り、基本方針の定めるところに配慮するものとする。

第三章　事業者が行う新エネルギー利用等の促進

（利用計画の認定）

第八条　事業活動において新エネルギー利用等を行おうとする者（当該新エネルギー利用等を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該新エネルギー利用等に関する計画（以下「利用計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　利用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新エネルギー利用等の目標

二　新エネルギー利用等の内容及び実施時期

三　新エネルギー利用等に必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その利用計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にとって特に有効なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が新エネルギー利用等を確実に行うために適切なものであること。

（利用計画の変更等）

第九条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る利用計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた利用計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用計画」という。）に係る新エネルギー利用等を行う者（以下「認定事業者」という。）が当該認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）

第十条　新エネルギー・産業技術総合開発機構（次条において「機構」という。）は、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定

する業務のほか、新エネルギー利用等を促進するため、次の業務を行う。

一　認定事業者が認定利用計画に従って行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（石油代替エネルギー法の特例）

第十一条　前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十条第二項中「前条第一項第二号、第四号及び第五号」とあるのは「前条第一項第二号、第四号及び第五号並びに新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下「新エネルギー法」という。）第十条第一号」と、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び新エネルギー法第十条」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は新エネルギー法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び新エネルギー法第十条」とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第十二条　中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であって、認定利用計画に従って設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十三条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有

2　前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

3　第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　企業組合

五　協業組合

六　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

第四章　雑則

（報告の徴収）

第十四条　主務大臣は、認定事業者に対し、認定利用計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣）

第十五条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第六条に規定する指導及び助言に関する事項については、通商産業大臣及びエネルギー使用者の行う事業を所管する大臣とする。

二　第八条第一項に規定する認定、第九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項に規定する認定の取消し及び前条に規定する報告の徴収に関する事項については、通商産業大臣及び当該新エネルギー利用等を行う者の行う事業を所管する大臣とする。

（罰則）

第十六条　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（通商産業省設置法の一部改正）

2　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十一号の次に次の一号を加える。

八十一の二　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第　　号）の施行に関すること。

審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月十日

厚生委員長　上山　和人

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少子化の進行、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童の福祉の増進を図るため、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改め、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能を見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に必要な経費は、来年度以降計上される。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

二、長期的展望に立ち、幅広い見地から少子化対策の総合的な検討を進め、子育てに対する支援の強化を図ること。

三、保育料は現行水準を後退させないよう配慮し、また、低年齢児及び中間所得者層に十分配慮するとともに、保育費用等に対する公的責任を後退させないこと。

四、利用者の側に立って、乳児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供を図るとともに、国の定めるエンゼルプラン及び緊急保育対策等五か年事業の着実な推進に努め、また、待機児童がなくなるよう改善に努めること。また、地域の実情等により保育需要や子育て環境等は異なることを踏まえ、適切な対応を講ずること。

五、放課後児童健全育成事業の全国的な拡充に努めるとともに、公共施設の一層の活用を図ること。

六、各児童福祉施設の運営については、児童が適性を伸ばし、社会的自立を確保できるよう配慮すること。また、児童自立支援施設の児童が速やかに学校教育を受けられるよう努めること。

七、児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上に一層努めること。また、児童家庭支援センターの設置に当たっては、要保護児童の早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所等との有機的な連携に配慮するなどその目的が十分達成されるよう努めること。

八、施設入所措置に当たり都道府県児童福祉審議会から意見を聴く場合においては、児童や家庭のプライバシーに十分配慮すること。

九、児童の人権の尊重という観点から、虐待、買春、性的搾取等に関する規制の強化等について検討を進めること。

十、母子家庭施策については、就労支援を中心に総合的な施策を講ずること。児童扶養手当については、民法における扶養責任との関係等を含め総合的に検討すること。また、父子家庭に対する支援等の拡充に努めること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律

（児童福祉法の一部改正）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第一節　定義（第四条―第七条）

第二節　児童福祉審議会（第八条―第十条）

第三節　児童福祉司及び児童委員（第十一条―第十四条）

第四節　児童相談所、福祉事務所及び保健所（第十五条―第十八条の三）

第二章　福祉の措置及び保障（第十九条―第三十四条の二）

第三章　事業及び施設（第三十四条の三―第四十九条）

第四章　費用（第四十九条の二―第五十六条の五）

第五章　雑則（第五十六条の六―第六十二条の二）

附則

第六条の二第一項中「及び児童短期入所事業」を「、児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業」に改め、同条に次の二項を加える。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第九項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導を行う事業をいう。

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第七条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に、「、虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「及び教護院」を「、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第八条第四項中「夫々」を「それぞれ」に改め、同条第七項中「（第二項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）」を削り、同条第四項の次に次の一項を加える。

都道府県児童福祉審議会(第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第八項及び第二十七条第八項において同じ。)は、第二項及び前項(当該地方社会福祉審議会にあつては、社会福祉事業法第六条第三項及び第十一条第一項)に定めるもののほか、第二十七条第八項に規定する措置に係る都道府県知事の諮問に答えるものとする。

第二十一条の十の次に次の一条を加える。

第二十一条の十一　市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六条の二第六項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十三条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を加える。

第二十四条中「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の」を「保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める」に、「と認める」を「場合において、保護者から申込みがあつた」に、「入所させて保育する措置を採らなければ」を「おいて保育しなければ」に改め、同条ただし書中「加えなければ」を「しなければ」に改め、同条に次の四項を加える。

前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

市町村は、第二十五条の二第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二中「一の」を「いずれかの」に改め、同条第三号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条第一項中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第四号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

五　第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十六条第二項中「健康状態」の下に「及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向」を加える。

第二十七条第一項中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「、児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第三号中「預り」を「預かり」に、「もとに」を「下に」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「、虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第三項及び第四項中「とる」を「採る」に改め、同条第五項中「且つ」を「かつ」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第六項中「更に」を「さらに」に改め、同条第七項中「とる」を「採る」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合又は第六項の措置を採る場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができる。

第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置(保護者の下から通わせて行うものを除く。)又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

前項に規定する措置は、この法律の適用に

ついては、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第八項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

第三十一条第一項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設又は教護院」を「情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「ついては、」の下に「第二十三条本文又は」を加え、「又は第二項」を「、第二項若しくは第九項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県は、第二十七条第九項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

第三十一条に第一項として次の一項を加える。

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、第二十三条本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設に在所させる措置を採ることができる。

第三十二条第一項中「又は第二項」を「、第二項又は第九項」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「又は第二十二条から第二十四条までの措置を採る」を「、第二十二条若しくは第二十三条の措置を採る権限又は第二十四条第一項の規定による保育の実施の権限及び同項ただし書に規定する保護の」に改める。

第三十三条の四中「措置を」を「措置又は保育の実施を」に、「掲げる者」を「定める者」に、「当該措置の」を「当該措置又は保育の実施の」に改め、同条第一号中「、第二十四条本文」を削り、「及び第二十七条第一項第二号」を「並びに第二十七条第一項第二号及び第九項」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十四条第一項の規定による保育の実施　当該保育の実施に係る児童の保護者

第三十三条の五中「、第二十四条本文」を削り、「又は第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項」を「、第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第九項」に改め、「処分」の下に「又は第二十四条第一項の規定による保育の実施の解除」を加える。

第三十三条の六を削る。

第三十三条の七中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の六とし、第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十三条の九中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の八とする。

第三十四条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号から第四号の三までの規定中「戸戸」を「戸々」に改め、同項第六号中「淫行」を「淫（いん）行」に改め、同項第七号中「虞」を「おそれ」に改め、同項第八号中「あつ旋」を「あっせん」に改め、同項第九号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設又は教護院」を「肢体不自由児施設又は児童自立支援施設」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

第三十四条の五中「第三項まで」の下に「若しくは第二十七条第九項」を加える。

第三十四条の六中「第三項まで」の下に「又は第二十七条第九項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の七　市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第三十五条第一項中「児童福祉施設」の下に「（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「、乳児」の下に「（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。）」を加え、同条第二項を削る。

第三十八条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、「保護する」の下に「とともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する」を加える。

第四十一条中「養護施設」を「児童養護施設」に、「養護すること」を「養護し、あわせてその自立を支援すること」に改める。

第四十三条の二を削り、第四十三条を第四十三条の二とする。

第四十二条の二中「日日」を「日々」に、「もとから」を「下から」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十三条の五中「おおむね十二歳未満の」を削る。

第四十四条中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「虞」を「おそれ」に、「を入院させて、これを教護する」を「及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

児童家庭支援センターは、厚生省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。

児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第四十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第四十六条の二中「基く措置」を「基づく措置又は保育の実施」に改める。

第四十八条第一項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施

設及び児童自立支援施設」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十九条中「及び」の下に「放課後児童健全育成事業並びに」を加える。

第四十九条の二中「市町村又は」及び「第二十二条から第二十四条まで又は」を削る。

第五十条中「の各号」を削り、同条第六号中「、母子寮又は保育所について第二十二条から第二十四条まで」を「又は母子生活支援施設について第二十二条又は第二十三条本文」に改め、同条第六号の二中「（国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第六号の三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　都道府県の設置する保育所における第二十四条第一項の規定による保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第一号の三及び第五十六条第三項において同じ。）

第五十条第七号中「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「、虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第五十一条中「の各号」を削り、同条第一号の二中「、第二十三条本文及び第二十四条本文」を「及び第二十三条本文」に改め、「国及び」を削り、「、母子寮又は保育所」を「又は母子生活支援施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の三　第二十四条第一項の規定による保育の実施（都道府県の設置する保育所におけるものを除く。）に要する保育費用

第五十二条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「、虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び児童厚生施設」を「、児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十三条の三を削る。

第五十四条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「、虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に、「乃至」を「ないし」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び児童厚生施設」を「、児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第五十六条第二項中「第五十条第四号から第七号の二までに規定する費用（同条第四号に規定する費用については、」を「第五十条第四号に規定する費用（に改め、「限る。）」の下に「並びに同条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用」を加え、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第七項中「、第二項又は第五項」を「から第三項まで又は第六項」に改め、「又は第五項に」を「、第三項又は第六項に」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号の三に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

第五十六条の二第一項第二号中「措置」を「入所させる措置又は保育の実施」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十六条の五中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第二号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第五章中第五十七条の前に次の一条を加える。

第五十六条の六　地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、第二十一条の十又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による福祉の措置及び第二十四条第一項の規定による保育の実施並びにその他の福祉の措置及び保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

児童居宅生活支援事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第六十二条の二中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第六十三条の二第一項中「第三十一条第一項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第四項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第二条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「母子寮、養護施設」を「母子生活支援施設、児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第三項第二号中「又は児童短期入所事業」を「、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業」に、「又は児童厚生施設」を「、児童厚生施設又は児童家庭支援センター」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第三条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「機関及び」を「機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法（附則第五条から第八条までにおいて「旧法」という。）第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法（次条から附則第五条までにおいて「新法」という。）第二十四条第一項の規定により市町村が保育所において保育を行っている児童とみなす。

第三条　この法律の施行の際現に新法第六条の二第五項に規定する児童自立生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第四条　この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第　号）の施行の日から起算して三月」とする。

第五条　この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

2　この法律の施行の際現に存する旧法の規定による虚弱児施設は、新法第三十五条の規定により設置された児童養護施設とみなす。

第六条　旧法第四十八条第二項の規定により旧法第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書の効力については、なお従前の例による。

第七条　当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部大臣の勧告に従わなければならない。

2　前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

第八条　この法律の施行前に支弁した旧法第四十九条の二、第五十条第六号及び第五十一条第一号の二に規定する費用の徴収については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「養護施設、教護院」を「児童養護施設、児童自立支援施設」に改める。

別表第一第二十号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第二第一号（四の四及び第二号（十五の二）中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

別表第三第一号（五十）中、「児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する市町村の事務の処理状況を実地に調査させ」を削る。

別表第六第一号（一）の表中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第七第一号の表児童福祉法第八条第二項ただし書に該当しない都道府県の都道府県知事の項中「及び第七項」を「、第五項及び第八項」に改める。

（少年法の一部改正）

第十条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号及び第二十七条の二第二項中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改める。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正前の少年法第二十四条第一項第二号の規定によりなされた教護院に送致する決定又は養護施設に送致する決定であって、この法律の施行の際その決定に係る保護処分が終了していないものについては、それぞれ前条の規定による改正後の同号の規定によりなされた児童自立支援施設に送致する決定又は児童養護施設に送致する決定とみなす。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十二条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第二十七条第一項第三号」の下に「又は第二十七条の二」を加え、「代つて」を「代わつて」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十三条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十四条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ　児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ　児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用

（国民健康保険法の一部改正）

第十五条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の二中「第二十七条第一項第三号」

の下に「若しくは第二十七条の二第一項」を加え、「同条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十六条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「、虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第二項第一号中「児童居宅介護等事業」の下に「及び児童自立生活援助事業」を加える。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第十九条　介護保険法施行法（平成九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十条のうち老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第三十六条のうち国民健康保険法第百十六条の二の改正規定中「同条第一項第三号」の下に「若しくは同法第二十七条の二」を加え、「同条第二項」を「同法第二十七条第二項」に改める。

第六十二条中国有財産特別措置法第二条第二項の改正規定を次のように改める。

第二条第二項第一号中「、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ　老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ　介護保険法（平成九年法律第　号）の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

ハ　介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

審査報告書

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月十日

参議院議長　斎藤　十朗殿

通信委員長　渕上　貞雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社が、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行する場合における株主総会の決議その他の要件に関し、所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、特定通信・放送開発事業の実施指針について、国民への周知徹底を図るとともに、その関連支援措置の運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。

一、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保・充実を図るとともに、中小の事業者も本法による支援を十分に活用できるよう配意すること。

一、本法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。

右決議する。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月三日

衆議院議長　伊藤宗一郎

参議院議長　斎藤　十朗殿

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条から第十条までを削る。

第十一条中「第六条第一項の」を「前条第一項の」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（新株発行に係る株主総会決議の特例）

第八条　認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社（以下「認定会社」という。）が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条に定める決議がなければならない。この場合においては、取締役は、株主総会においてその新株の発行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一　新株の額面無額面の別、種類及び数

二　新株の発行価額

三　新株の発行を受ける者の氏名

2　前項の決議は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時にする場合であって、その定款にこの条の規定による新株の発行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

3　第一項の決議により定める新株の総数は、当該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき発行した株式の総数を控除した数と合わせて、発行済株式の総数の五分の一を超えることができない。

4　商法第二百八十条の二第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

5　第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第三項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6　第一項の決議により新株の発行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の発行を受ける者として同項の決議があったものとみなす。

（株券への記載等）

第九条　定款に前条第二項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2　商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

（書面の提出等）

第十条　認定会社は、第八条第一項の決議をしたときは、直ちに、その決議に関する事項であって郵政省令で定めるものについて記載した書面を郵政大臣に提出しなければならない。

2　認定会社は、郵政大臣に提出した前項の書面の写しを、郵政省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面を郵政大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（公示等）

第十一条　郵政大臣は、次の場合には、直ちに、郵政省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

一　前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二　前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2　郵政大臣は、郵政省令で定めるところにより、前条第一項の書面を郵政省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第十二条及び第十三条を削り、第十四条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

第十六条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二　第十条第二項の規定に違反して、書面の写しを公衆の縦覧に供しない者

三　第十条第二項の規定による書面の写しの公衆の縦覧に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の縦覧に供した者

四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十六条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用人は、百万円以下の過料に処する。

一　第九条第一項の規定による記載をせず、又は不実の記載をしたとき。

二　第九条第二項において準用する商法第三百五十条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（第十四号の発送は都合により後日となるため、第十八号を先に発送しました。）

発行所
〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03（3587）4294
定価
本号一部
（本体一〇五円）
（配送料一〇〇円別）